

軽自動車の税率が変わります

問 財務課 収納係 ☎62-9123

平成28年度から新税率適用となります。

◆原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車 種		平成27年度まで	平成28年度から
原 付	50cc以下	1,000円	2,000円
	51cc～90cc	1,200円	2,000円
	91cc～125cc	1,600円	2,400円
ミニカー		2,500円	3,700円
軽二輪 126cc～250cc		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,000円
小型特殊自動車(農耕作業車)		1,600円	2,000円
小型特殊自動車(その他)		4,700円	5,900円
小型二輪		4,000円	6,000円

◆三輪以上の軽自動車

初年度検査登録年月によって、いずれかの税率の適用となります。

車 種	現行税率①	平成28年度より課税適用		
		新税率②	重課税率③	
軽 三 輪	3,100円	3,900円	4,600円	
軽四輪以上 乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円	8,200円
	自 家 用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪以上 貨 物	営 業 用	3,000円	3,800円	4,500円
	自 家 用	4,000円	5,000円	6,000円

現行税率① 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車が対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。

新税率② 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車が対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。

重課税率③ 初年度登録から13年経過した車が対象となります。

◆軽自動車のグリーン化特例について(平成28年度分のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得する軽自動車において、一定の環境性能を有する車両については、税率を軽減するグリーン化特例が導入されます。

◎乗用の軽四輪車

	新税率	軽 減 税 率		
		電気自動車等	H32 基準 +20%達成	H32 基準 達成
自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円

◎貨物用の軽四輪車

	新税率	軽 減 税 率		
		電気自動車等	H27 基準 +35%達成	H27 基準 +15%達成
自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

